

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和5年8月30日（水）午後1時05分～午後1時43分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長
 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 環境部長
 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
- 幹 事 政策室長
- 4 欠席者 子ども家庭部長
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「地域まちづくり法人設立基本構想（案）について」の説明をお願いします。

部 長 前回の庁議以後、各部から意見を募りましたが、内容としての修正はなく、表記ゆれの統一や軽微な文言修正、挿絵の修正等を行ったため、改めて最終確定のための審議をお願いするものです。また、今回の設立基本構想に掲げた「3つの事業領域」をもとに、令和6年度の予算編成では、地域まちづくり法人が担う業務の精査も行うため、その調整の際は、各部においても協力をお願いします。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項2「狛江市情報システム標準化の基本方針(案)について」の説明をお願いします。

部 長 国は地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針として、令和4年11月に策定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針として、「狛江市情報システム標準化の基本方針（案）」を策定し、令和5年8月開催の行政情報化推進委員会において承認されました。本基本方針（案）の内容については、狛江市として何をしなければならないのかを端的に示した「第1 はじめに」から始まり、市が基幹20業務の標準化を進めるに当たり、標準化に対する国の考え方や基本的な方針を示した「第2 国の基幹業務システムの統一・標準化の考え方」と「第3 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」、そして最後に、国の標準化の考え方に基づき実際に狛江市として取り組んでいく方向性と手順を示した「第4 狛江市における標準化の推進」の4構成となっています。

「第1 はじめに」では、基本方針の策定の考え方、そして端的に狛江市

として何をすべきかを示しています。国の標準化法の考え方に基づき、狛江市では令和7年度末までに基幹20業務全てのシステムの標準化が終わってなければなりません。また、努力義務ではありますが、同時にガバメントクラウドへ移行しなければならないとされています。既に、各業務の標準仕様書は、所管官庁より提示され手順書等も示されており、DX推進部会員によって検証がされ始めていますが、この段階では標準化に対応するベンダ側の仕様について、国における公開が遅れていることから、中々その先に進めていないというのが全国的な課題でもあります。しかしながら、仕様公開を待っているのは、令和6年度以降の標準化作業や予算化に間に合わないことから、現段階で進めていくべきものとして端的に示しています。「第2 国の基幹業務システムの統一・標準化の考え方」では、国の標準化法に至る経緯や考え方、全国の自治体の情報システムを標準化する目的、ガバメントクラウドへの移行について説明をしています。「第3 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」では、国における標準化対象事務の範囲の考え方、標準化法に基づき、標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加とすることを説明しています。

最後に、メインとなる「第4 狛江市における標準化の推進」は、18ページからとなりますが、移行方法は既存のベンダを切替えず標準化基準に適合するパッケージにバージョンアップするBパターンとしています。しかしながら、国民健康保険業務についてのみ、「Acrocity住民情報システム」が非対応となっていることから、国の標準仕様に基づく別のシステムへの移行を検討しています。

なお、庁議で本基本方針が承認された後、各ベンダに対して、狛江市として正式にBパターンを採用したことを通知するとともに、標準化対応についての承諾書をいただくことを考えています。19・20ページは、標準仕様書について、21・22ページは第3で説明した国の考え方を狛江市においても踏襲するとしています。23・24ページは、国の標準化の手順書によるBパターンによる移行スケジュールと、狛江市における代表的な基幹パッケージであるAcrocityを例に、スケジュールが非常にタイトであることを説明しています。25ページは、全庁的な体制図となります。26ページは、担当業務課と情報政策課、政策室の実務的な役割と連携についてです。基本的には、最も業務を理解している担当業務課が部会員と連携しながら、標準化に向けての現行業務との比較分析、BPRによる事業の継続・廃止・変更等の検討、標準準拠アプリの調達及び変更を行うこととしています。また、国のデジタル基盤補助金の対象となる場合があるため、予算化に当たっては情報政策課と連携する

こととしています。情報政策課は、全体的な調整及び進捗管理、ガバメントクラウドへのリフトや、国のデジタル基盤補助金の取りまとめ等を行います。政策室は、ガバメントクラウド移行に伴う特定個人情報保護評価等について、担当業務課及び情報政策課と連携して対応を行うこととしています。27ページから33ページまでは、ガバメントクラウドへの移行について説明しています。基幹20業務の多くを占めるAcrocityについては、現段階でAWSへのシフトを想定していることから、狛江市としてはAWSを採用し、可能であれば各ASPの回線を集約することを想定しています。国の資料では、基本的にはASPごとに1系統、連携での最小構成でもCSPごとに1系統の回線が必要とされていますが、マルチCSPをうたう一部の回線事業者もあるため、接続方法については各ベンダとの調整の他、技術的な動向も注視しますが、基本方針上は、共同利用方式においてAWSに集約する基本的な考え方に留めています。34ページから47ページまでは、担当業務課で実際に検討すべきことについて国の手順書の考え方を基に説明しています。基本的に、標準仕様書には仕様の説明のほか、業務フロー、ツリー図、帳票レイアウトが掲載されていますが、「①業務担当課で行う標準仕様書と現行システムの比較検証」では、業務フロー等を現行業務と比較し、事業との差異を把握します。その後、差異について仕様書を確認し、それが、必ず実装しなければならない「実装必須機能」なのか、必ずしも実装しなくてもよくて実装するかはベンダの判断となっている「標準オプション機能」なのか、実装することができず標準準拠アプリと疎結合で構築することもできない「実装不可機能」なのかを確認する必要があります。実装不可機能に該当する場合には、従来の事業の進め方ができず、事業継続ができないという場合も想定されるため、業務フローの確認とともにBPRの観点から、運用を見直すことで対応する形となりますが、事業の継続・廃止における政策的な判断が必要となる場合があることも示しています。「②担当業務課による予算化とシステムの調達」では、①での検証結果に基づいて、ベンダとも調整すべき事項と予算化について説明しています。

「狛江市情報システム標準化の基本方針（案）」については、国における標準化の基本方針・標準化に対する考え方を基に、狛江市における現段階での標準化の検討状況やスケジュールを勘案し作成しています。

なお、各ベンダにおいてもまだ不明確な部分が多いことから、実際の移行作業や関連システムの対応等によりスケジュール変更等が生じた際には、随時、スケジュール等を再整理し、改めて庁議に諮ります。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項3「狛江市環境基本計画における脱炭素分野の改定（素案）並びにパブリックコメン

ト及び市民説明会の実施について」の説明をお願いします。

市長 今回の改定は、令和4年9月に策定した「狛江市ゼロカーボンシティシナリオ」を踏まえ、狛江市環境基本計画の脱炭素分野の改定を行うものです。11ページ「3 ゼロカーボンシティを目指すシナリオ」を御覧ください。温室効果ガス排出削減量等の目標をゼロカーボンシティシナリオで示した値と整合させ、2030年度の温室効果ガスの全体削減目標量を、基準年度となる2013年度比で54%削減としています。続いて15ページ「4 気候変動対策の施策」を御覧ください。15ページから20ページまでは、ページ下部に示す施策体系を基に、個別施策、取組等を示しています。主な取組としては、住宅や事業所のエネルギー性能向上を図る支援、新築する公共施設のZEB化、3D都市モデルを用いた太陽光発電設備導入拡充の検討、100%再生可能エネルギー電気の導入拡充、カーボンオフセット等への森林環境譲与税の活用等を記載しています。続いて24ページ「6 狛江市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を御覧ください。こちらは、市の事務事業から排出する温室効果ガス削減を目指す計画となります。環境基本計画とは別に策定していたものを、今回の改定を機に統合するものです。現行計画から目標等を見直しており、市の事務事業における2030年度の温室効果ガス排出量の目標を2013年度比で50%削減としています。

なお、本案は、庁議前の環境基本計画推進本部で承認済みです。本日庁議で承認いただけた場合は、9月中にパブリックコメント及び市民説明会を実施し、10月中の策定を目指していきます。パブリックコメント等の概要は、資料2のとおりです。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「令和5年度狛江市前期基本計画の指標等に係る市民アンケート調査報告書及び旧狛江第四小学校跡地利用に関するアンケート結果について」を報告してください。

部長 まず、「令和5年度狛江市前期基本計画の指標等に係る市民アンケート」についてです。本報告書は、前期基本計画に設定された指標の現状値に加え、各課から希望のあった調査、市民による狛江市の取組に対する評価となっており、調査期間は4月12日から5月2日まで、満18歳以上の市民2,500人を対象として行い、回答数は1,069件、回答率は42.8%となりました。市民アンケートの結果を指標としている21の指標のうち、8項目で平成30年度末の当初値を上回りました。そのうち、目標値を上回っているものが3項目、下回っている項目が18項目です。当初値・目標値を下回っている項目が前回よりも増加傾向となっています。指標に関する設問のうち、目立って顕著に指標の値が増減しているものとしては、狛江市が治安の良いまちだと感じ

るかという設問について、平成30年からの調査で初めて90%を下回る値となっています。また、自由記述欄については、該当するまちの姿別に分類した資料を作成予定のため、改めてお知らせいたします。今回のアンケート結果については、各課において要因の分析等を行った上で、施策の推進に向けて活用してください。また、市民アンケートの中で旧狛江第四小学校跡地利用についての設問を設けましたが、多摩川住宅地区地区計画区域に居住の方に対しても同様の設問でアンケートを実施しました。期待する効果として「子どもが遊べたり、のびのびと過ごせる場としての子育て環境の充実」や「スポーツレクリエーション施設などが行える場としての市民の健康増進」を期待する回答が多く、留意すべき点としては「騒音や道路の混雑など生活環境への配慮」や「市内他施設との連携」という回答が多くなっています。アンケート結果については、資料のとおりとなっております、旧四小跡地利用を検討するに当たっての参考とします。

市長 令和6年度予算編成等に今回の意見を踏まえて検討してください。続いて、報告事項2「財政のあらまし（令和4年度決算）について」を報告してください。

部長 こまえデザイナーズラボに登録されているデザイナーに協力いただき、表紙の写真やトピックスを追加し、決算の特徴を端的に伝えるよう工夫しました。また、あらゆる方々が見やすく読みやすくなるよう、ユニバーサルデザインフォントとしました。25ページ基金の状況ですが、こちらは決算資料と同様に運用状況を追加しています。54ページ新型コロナウイルス感染症対応事業一覧は継続ですが、新たに、「物価高騰対策に資する経費」を追加して掲載しています。議会へ配布するため、内容等について修正等があれば、9月1日までに財政課へ連絡をお願いします。その後、議会、庁議メンバーに対して冊子にて配布します。庁議メンバー以外については、データ提供のみとなります。庁内グループウェアにて周知及び内容のアップロードを行います。

市長 続いて、報告事項3「令和5年10・11月及び令和6年1・2月の委員会等の開催等について」を報告してください。

部長 閉会中の10月・11月の常任委員会は、総務文教常任委員会が10月30日、社会常任委員会が10月31日、建設環境常任委員会が11月1日、開始時間はいずれも9時から、第2委員会室にて開催します。また、第4回定例会開催のための会派代表者会議を11月20日に、議会運営委員会・議案説明会を11月22日に開催予定です。

また、ある程度先の予定を決めておいた方が、理事者側も予定を立てやすいのではないかと思います、1月の常任委員会及び第1回定例会開催のための会

派代表者会議等の予定も組みました。閉会中である令和6年1月の各常任委員会ですが、総務文教常任委員会が令和6年1月24日、社会常任委員会が25日、建設環境常任委員会が26日、開始時間はいずれも午前9時から、第2委員会室にて開催します。また、第1回定例会開催のための会派代表者会議を2月14日、議会運営委員会を16日に開催予定です。

続いて、決算特別委員会の座席についてですが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、理事者の座席を資料のとおり従来の配置に戻します。また、第3回定例会より本会議場内に国旗と併せて市旗を設置することとなりました。

市 長 その他ありますか。

部 長 庁用自動車における安全運転の徹底についてです。資料1のとおり、令和5年度は過去5年で最も職員による事故が多くなっています。要因は、不慣れな職員による運転や、頻繁に運転する職員でも、慣れからくる不注意や確認不足等、様々考えられるところです。本人や同乗者の少しの確認や安全運転に対する配慮・心持ちによって防げた事故もあります。各部においては、改めて庁用自動車の運転について、別紙2の注意事項を参考に安全運転の徹底に努めてください。併せて、設置に猶予期間を設けられていた自動車運転者のアルコール検知器による確認義務について、警視庁より12月1日から正式適用されることが発表されています。令和4年度に各課へ配布したアルコール検知器には使用回数や使用年数に上限があるため、改めて有効なアルコール検知器の使用をお願いするとともに、運転前後の点呼及びアルコール検知器による呼気チェック等、法令順守の徹底をお願いします。

市 長 他にありますか。

部 長 新型コロナウイルス感染症に対する注意喚起についてです。新型コロナウイルス感染症については、5月8日以降、感染症法上の位置付けが5類に移行したことに伴い、窓口のパーテーションの撤去や本人の判断としたマスクの着用、また発熱を含めた罹患について、職員課への報告を不要とする等、対策を大幅に緩和したところです。しかしながら、その後都内及び市内において感染者は増え続けています。東京都が発表している動向指数である、定点医療機関当たり患者報告数が、第33週（8/14-8/20）は10.96人、多摩府中保健所管内10.34人となっており、この数値が10人を超えているのは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策実施期間中であった令和5年1月以来です。一番低かった数値としては、令和5年3月の0.59人で、現在の数値はこの約18.6倍であり、高い数値となっています。本市職員における新型コロナウイルス対策の取扱いは、特段変更するものではありませんが、庁内グループウェアの掲示板にも掲載しているとおり、感染防止の5つの基

本である①3密の回避と換気②手洗い③適度な運動と食事④体調に不安や症状がある場合は、無理せず自宅療養か受診すること、⑤場面に応じたマスクの着用と咳エチケットの実施については、改めて個人の判断にて、適切に対応するようお願いいたします。

市長 今後インフルエンザ流行期にも入るため、充分注意してください。
他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、9月5日午前9時00分から開催します。